

小田原市特定計量器定期検査手数料額一覧

(単位：円)

はかりの種別	ひょう量	手数料額
電気式	100kg以下	1,400
	100kgを超え250kg以下	1,800
	250kg超500kg以下	2,200
	500kg超1t以下	3,100
機械式	分銅およびおもり	1個につき10円
	棒はかり・直線目盛	250
	100kg以下	500
	100kg超250kg以下	900
	250kg超500kg以下	1,500
	500kg超1t以下	2,100
大型はかり	1t超2t以下	3,700
	2t超4t以下	6,900
	4t超5t以下	6,900
	5t超10t以下	10,700
	10t超20t以下	15,000
	20t超30t以下	19,100
	30t超40t以下	21,600
	40t超50t以下	29,800
	50t超60t以下	51,200
60t超70t以下	51,200	

※ 「小田原市手数料条例」(平成12年3月31日、条例第8号) 第15条及び第16条の規定による。

※ 「最小目量または感量」÷「ひょう量」の値が1万分の1未満のものは、検査手数料が2倍になる。

※ おもりとは「定量増おもり」、「定量おもり」のことをいう。